

東京都消費者被害救済委員会
平成29年度総会

平成30年1月30日（火）
消費生活総合センター17階 教室Ⅰ・Ⅱ

○所長

皆様、お待たせいたしました。これから「東京都消費者被害救済委員会総会」を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私、本委員会の事務局を務めております東京都消費生活総合センター所長の工藤でございます。

委員の皆様方には、本年1月10日付で、第22期の東京都消費者被害救済委員会委員に御就任いただきました。本日は、第22期委員に初めてお集まりいただく総会でございます。

本委員会の会長につきましては、東京都消費者被害救済委員会運営要綱第5第1項の規定に基づきまして、委員のうちから互選するものとされておりますが、後ほど改めて会長の選出をお願いすることといたしまして、それまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。

本委員会は、参考資料③にあります運営要綱第15により、原則公開でございますが、本委員会開催のお知らせで予告しておりますとおり、会議次第の「3 議題」以降につきましては非公開を予定しております。傍聴、報道の皆様方には、途中退席をお願いすることとなりますので、あらかじめ御了解いただきたいと思っております。

それでは、まず、事務局から、定足数について申し上げます。

○消費生活専門課長 事務局を担当しております消費生活専門課長の西尾でございます。よろしく願いいたします。

定足数でございますが、本日は、大澤委員、小林委員、平野委員から欠席の御連絡を頂戴しております。西澤委員は、恐らく多少おくれていらっしゃると思っております。

委員総数24名中20名の委員に御出席をいただき、運営要綱第7第2項に規定されております委員の半数以上の出席という定足数の要件を満たしており、総会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。会議次第の下に資料がございますので、ごらんいただきたいと存じます。資料は1から5まで、参考資料は①から④まででございます。

資料1が、委員名簿でございます。

資料2が、幹事・書記名簿。

資料3が、平成29年度東京都消費者被害救済委員会の実績、いわば総括表でございます。

資料4が、平成29年度に紛争処理結果の報告を行いました3件の報道発表資料、資料4(1)から4(3)まででございます。

資料5が、平成29年度に付託いたしました事案に関する報道発表資料で

ございます。資料5（1）から5（2）と2件になってございます。

続いて参考資料ですが、参考①が、消費生活条例の抜粋。

参考②が、条例施行規則の抜粋。

参考③が、消費者被害救済委員会運営要綱。

参考④が、その運営要領となっております。

以上でございますが、不足しているものはございませんでしょうか。

資料のとじの乱丁などがございましたら、気がつかれたとき、いつでも事務局にお声をかけていただければと存じます。

そのほかに机上には、おなじみ、カモかものキャラクターのクリアファイルにセンター発行のリーフレット及びグッズを入れて置かせていただきました。

以上でございます。

○所長

本日は、今期委員によります初めての総会でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきたく存じますが、それに先立ちまして、前期をもちまして御退任された委員についての御報告をさせていただきます。

学識経験者委員で安藤朝規委員、佐々木幸孝委員、事業者委員として栗山昇委員、橋本昌道委員が御退任されました。

それでは、第22期の委員の皆様を、お手元の資料1、委員名簿によりまして御紹介させていただきます。

まず、学識経験者委員でございます。

石川委員でございます。

上柳委員でございます。

大迫委員でございます。

大澤委員は、本日御欠席でございます。

角委員でございます。

鎌野委員でございます。

川地委員でございます。

執行委員でございます。

角田委員でございます。

千葉委員でございます。

中野委員でございます。

野田委員でございます。野田委員は、今期、新たに御就任いただきました。

平野委員は、本日御欠席でございます。

宮下委員でございます。宮下委員につきましても、今期新たに御就任いただきました。

村委員でございます。

山口委員でございます。

続きまして、消費者委員を御紹介いたします。

池田委員でございます。

佐野委員でございます。

宮原委員でございます。

続いて、事業者委員を御紹介いたします。

小林委員につきましては、今期、新たに御就任いただいておりますが、本日御欠席でございます。

佐藤委員でございます。

傳田委員でございます。傳田委員も、今期、新たに御就任いただきました。

穂岐山委員でございます。

以上の皆様に今期の委員をお願いいたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、東京都職員を紹介させていただきます。

生活文化局長の塩見でございます。

消費生活部長の三木でございます。

同じく、消費生活部企画調整課長の白石でございます。

消費生活総合センター活動推進課長、佐々木でございます。

同じく、相談課長、浅倉でございます。

同じく、消費生活専門課長、西尾でございます。

それでは、ここで、生活文化局長の塩見より、御挨拶をさせていただきます。お願いいたします。

○生活文化局長 それでは、改めまして、生活文化局長の塩見でございます。

引き続き、委員をお引き受けいただいた方、そしてまた、新たに委員に御就任いただいた方、大変お忙しい中、この会議に出席いただきまして、まことにありがとうございます。

新年早々、振り袖販売・レンタル事業者の店舗閉鎖に関するトラブルが発生し、この消費生活センターにも多くの相談が寄せられました。消費生活行政に都民の注目が集まる中、私といたしましても、都民の期待に十分応えていかなければいけないという気持ちを新たにしているところでございます。

本委員会には、これまで、消費生活センターでのあっせん解決が難しいさまざまな紛争の処理をお願いし、審議の中であるべき解決の考え方を示していただいていたところでございます。このお示しいただきました考え

方や提言は、東京都内だけでなく全国の消費生活相談の現場で同種の紛争の解決に活用されておるところでございます。

また、本委員会の報告は、消費者ばかりでなく、事業者にも注意喚起となり、消費者被害の救済や防止に大きく貢献をいただいているところだと思っております。これまでの委員の皆様の御尽力に重ねてお礼申し上げる次第でございます。

さて、都は現在、消費生活対策審議会の答申を踏まえまして、来年度から5カ年を計画期間といたします次期東京都消費生活基本計画の改定を進めているところでございます。昨年11月に計画の素案を取りまとめ、公表いたしまして、都民意見を募集したところであり、それらの意見をもとに本年度中に計画を策定する予定であります。計画素案の中では、消費生活センターの相談対応やこの委員会による紛争処理などの消費者被害の救済の充実を消費生活行政の柱の一つとしているところでございます。都におきましては、消費者被害の救済の充実を図り、都民の消費生活の安全安心の実現に向けまして、さらに全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

委員の皆様には、より一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○所長

ありがとうございました。

次に、会長の選出に入らせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、本委員会の会長は、運営要綱第5第1項の規定によりまして、委員のうちから互選するものとされております。どなたか御推薦いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

上柳委員、お願いいたします。

○上柳委員

上柳でございます。

会長につきましては、引き続き、村千鶴子委員にお引き受けいただければと存じます。よろしくお願いたします。

○所長

ただいま、村委員に会長をお願いしたいと御発言がございましたが、いかがでございましょうか。

川地委員、お願いいたします。

○川地委員

川地でございます。

私も、村委員に引き続きお願いしたいと思っておりますということで、よろしくお願いたします。

○所長

よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○所長 それでは、第22期の会長に村委員が選出されました。村委員におきまして、会長席へお移りいただきしたいと思います。よろしく願いいたします。

○所長 まず、会長から一言御挨拶をいただきまして、その後、運営要綱第5第3項において、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理すると規定されておりますので、会長代理を御指名いただければと存じます。

 それでは、これ以降の進行につきましては、会長をお願いいたします。

○村会長 前期に引き続きまして、選任いただきましたので、会長を務めさせていただきますと思います。

 この東京都消費者被害救済委員会というのは、歴史が大変長くて、もう40年以上の歴史がございます。そういう中で、当初は1～2年かけて1件を扱うという形で非常に論理的に高度な報告書を丁寧にまとめ上げるという歴史を重ねてきたわけですけれども、非常に法律的に難しい案件がふえてくるという状況の中で、第一部会と第二部会を新たに設けることで、事件処理の件数もふやす、機動性のある対応もできるようにということで、都民の消費生活のためにより現実に即した対策ができるようにという形でここ何年間か進んできたかと思えます。

 ただ、こういった苦情処理委員会とか被害救済委員会というのは、ほかの地方自治体でも条例等で設置しているところはあるわけなのですけれども、現実的にきちんと機能していて、精力的に案件を取りまとめている実績があるのは東京都だけという形になっています。東京都の報告書は非常に丁寧に書かれているものでして、全国的な消費生活の相談の現場であるとか、あるいは訴訟でも活用いただけるようにということを目的にしてまとめられてきていると思います。つまり、消費者問題について綱引き役をやっているといえますか、先進的な取り組みをやっている唯一の自治体かなと思っております。

 ですから、委員の皆様方にも御協力いただきまして、22期もそのような役割を十分果たし、都民の消費生活のために頑張っていきたいと、委員の皆様方が活動しやすいようにできることをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

 会長代理の指名についてなのですが、千葉委員に前期に引き続いてお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○村会長 一言御挨拶をお願いします。

○千葉会長代理 どうも、千葉です。会長に事故あるときにということなので、前期は事故がありませんので、何もすることがありませんでした。今期もぜひそうあってほしいなと思っております。

今、村先生も言いましたように、やはり被害救済委員会というのは弁護士にとってもすごく憧れと言うとあれかな。何かすごいところなのですね。いろいろな学者の先生たちが、私も含めですが、論理的な説明をして報告をしていただいている。それがやはり弁護士から見ても裁判で使えたり、また、例えば消費生活相談員の方たちからも、この間ああいう報告が出たね、ちょっと説明してくれとか、現場でもすごく影響力があるもので、ますます充実した報告を進めていけたら、その援助になればいいなと思っております。よろしくお願ひします。

○村会長

それでは、会議次第により、本日の議事を進行いたします。

次第の「2 報告」でございます。東京都消費者被害救済委員会の今年度の活動状況について、事務局から報告してください。

事務局からの報告後、次の「3 議題」に入りまして、各事件の処理結果や審議状況について、各部会を担当された委員からお話いただきます。

○消費生活専門課長 それでは、平成29年度の東京都消費者被害救済委員会の紛争処理状況について御報告いたします。

資料3をごらんください。平成29年度の被害救済委員会の処理実績は、現時点で5件でございます。このうち1番から3番の3件が前年度からの継続処理案件で、4番と5番の2件が平成29年度に付託をした案件でございます。

表の中央あたり、付託依頼機関の列をごらんください。5件中、75号案件、78号案件、79号案件の3件が、区や市の消費生活センターで相談を受け付けた事案でございました。2番目の第76号案件につきましても、4名の申立人中1名が北区に相談をされた方でもございました。委員会事務局では、区市町村のセンター所長会などで消費者被害救済委員会の制度と仕組みを御紹介したり、あるいは相談員向け研修会で説明したりするなど、新規の付託に向けた働きかけに努めているところでございます。

次に、一番右の処理結果の列をごらんください。今年度付託をしました4番と5番の2件はまだ審議中でございます。1番から3番は処理が終了しておりまして、この3件ともあっせん解決でございました。1番は平成29年4月に報告がされ、2番は平成29年9月に、3番は29年8月に報告がされております。

なお、一部会と二部会の分別ですが、2番目の第76号案件は第一部会で御審議いただき、そのほかの4件は第二部会で御審議をいただいているところでございます。

審議経過等の詳細につきましては、この後、各部会長あるいは委員から御報告いただくことと存じますので、私からの実績報告は以上とさせていただきます。

たきます。よろしくお願いいたします。

○村会長

次に、次第の3に入ります。冒頭、事務局から説明がございましたが、本委員会は要綱第15により公開が原則ですが、本日の議題である各事件の審議経過等の報告以降については、運営要綱第15、1項ただし書きのあっせん案・調停案の検討もしくはそれに準ずる場合に当たりますので、この議題以降について、御異議がなければ非公開としたいと思います。

また、議事録についても、同要綱第15、2により公開が原則ですが、申立人や事業者が特定される情報が含まれますので、同要綱第15、2ただし書きにより、非公開取り扱いとさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○村会長

それでは、これより非公開とさせていただきます。

傍聴の方、報道の方は、恐れ入りますが、御退室願います。

(傍聴者・報道関係者退室)